

第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直し（案）の概要

01 | 背景

- ✓ 新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の影響を踏まえ、新しい地方創生の実現に向けた今後の施策として、感染症が拡大しない地域づくりに取り組むことが重要。
- ✓ コロナ禍で地方をめぐる社会経済状況が大きく変化していることに加え、デジタルインフラの飛躍的な整備の進展、テレワークをはじめとしたデジタル技術利活用の浸透など、地方に住みながら様々な情報・サービスを利用できる可能が整いつつあり、デジタル技術を活用する機運が急速に高まっている。
- ✓ 国道331号線が開通し、那覇空港及び那覇港へのアクセス性が向上し、物流団地等の需要が高まる中、真栄里地区に物流団地の開発を計画中であり、今後新たな企業誘致の推進によって就業人口及び定住者人口の増加が期待できる。
- ✓ 浄化センターの污水处理施設は、設備の恒久化及び流入汚水量の増加等により処理能力がひっ迫しており、持続的かつ安定的な運用を行うためにも施設の早期整備が課題。

02 | 現状

【国の動向】

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年12月改訂）

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の影響を踏まえ、感染症が拡大しない地域づくりに取り組むため、令和元年末に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、DX、脱炭素社会、地方創生テレワーク、オンライン関係人口など、新しい地方創生の実現に向けた今後の方向性を提示する。

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月改訂）

国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、令和5年度から令和9年度までの5か年の新たな総合戦略として、デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定。
地方は、策定された総合戦略に基づき、目指すべき地方像を再構築し、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂に努め、具体的な地方活性化の取組を推進する。

地方創生整備推進交付金（令和5年度活用予定）

地方創生整備推進交付金は、都道府県又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられた自主的・主体的で先導的な道、污水处理施設又は港の整備の実施に要する費用に充てるものであり、地方創生に対する政策効果をより高めることが可能である事業を対象とする。

【本市の動向】

▶ 現行の“第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略”は、令和3年3月に改訂しており、新型コロナウイルス感染症を踏まえた取組みを明記（市民への正しい普及啓発、地方への移住等）。

▶ 第2期総合戦略の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間であり、毎年度、市総合計画と一体的に進捗管理を行っている。
また、市のDX推進計画策定に向けて、推進体制の整備及び実施に向けたロードマップの作成に向けて検討中。

▶ 現行の「地方創生污水处理施設整備推進交付金」を活用し、公共下水道と浄化槽を一体的に整備するための申請に向けて、関係省庁と事前相談を進めている。
公共下水道と浄化槽の整備に関して、第2期総合戦略への位置づけがされていない。

03 | 見直しの趣旨（3つの視点）

本市では、令和3年度に第2期総合戦略を策定し、3つの基本目標の実現に向けて推進している。

そのような中、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応、地方移住への関心の高まりやデジタル化の推進など、社会情勢が大きく変化する状況に加え、市の政策課題に対応するためには、方針を改めて示していく必要があることから、総合戦略を見直しました。

【第2期総合戦略の見直しに向けた3つの視点】

- ▶ 「アフターコロナ」を見据えた地方創生の推進
- ▶ 人々の行動変容や「デジタル化」の推進
- ▶ 総合計画に関連する各種施策の推進

04 | 体系図

【人口ビジョン（令和2時点修正）の基本姿勢】

- ①まちの魅力を高め定住を促す
 - ②市外からの転入および市出身者のUターンを促す
 - ③自然増（出生）を維持・向上させる
- 人口ビジョンの将来展望 ⇒ 2060年に現在と同程度の人口を維持

【総合戦略とは】

- 人口ビジョンに掲げた人口維持・増加に着目
- 「子育て支援」「雇用創出」、「交流・定住促進」など重点的に取り組む
- 新型コロナウイルス感染症に対応した地域づくり
- デジタルの力を活用し、新たな地域課題の解決・魅力向上の取組みを推進

基本目標1 若者や子育て世代の希望がかなうまち

(1) 出会い・結婚・出産・子育てに配慮する環境形成と交流機会の創出

- ①働き方の見直しによる余暇時間の創出支援
- ②多様な交流機会創出の支援
- ③教育機関と連携した学習期間の拡充
- ④高校生、大学生、若者の地元定着の促進

(2) 妊娠・出産・子育てに関する支援

- ①妊娠・出産・子育てに関する相談・支援体制の充実と経済的な負担軽減
- ②多様な受け皿の確保
- ③子育てと仕事の両立支援

(3) 生きる力と郷土愛を育み、学習機会の多様性を実現する教育環境の整備

- ①地域と連携した郷土愛の醸成および時代の変化に対応した学力の向上
- ②貧困の連鎖を断ち切るための学習支援等の充実

基本目標2 雇用の創出と多様性を実現し、安心して働けるまち

(1) まちの特性をいかした産業の振興

- ①農産物、水産物の高付加価値化・販路拡大・地産地消の推進
- ②農業、水産業の魅力向上と担い手の育成
- ③拠点施設や異業種間連携による商業、工業、観光業の振興

(2) 働き方の多様性に対応した雇用・労働条件の向上による担い手の確保

- ①職場環境や労働条件の向上
- ②企業と事業承継の支援

(3) 新たな技術や専門人材を活用した産業の振興

- ①ICT利活用の推進
- ②専門人材（アドバイザー等）の活用

基本目標3 まちの魅力を高め、発信し、住み続けたいまち

(1) 地域資源を活用し、シティプロモーションによる交流・関係人口の拡大

- ①地域資源やイベント等の連携による交流・関係人口の拡大
- ②首都圏等へのPR

(2) 多様な交流活動の推進

- ①平和をテーマにした交流機会の充実
- ②スポーツ、レジャーによる多様な交流の推進
- ③官民連携による滞在型観光の推進
- ④姉妹都市・友好都市等との交流

(3) 安心して元気に暮らせるまちづくりの推進

- ①地域の未来を支える人づくりと地域づくり
- ②安心・元気・暮らしやすい地域づくり
- ③移住希望者の相談・サポート体制の構築
- ④安心して住み続けることができる生活基盤の整備

第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直し（案）の概要

05 | 総合戦略の計画期間

第2期総合戦略は、糸満市人口ビジョンの目標人口を達成するための短・中期的な計画であることから、引き続き、本市の人口推移を注視しつつ計画的に推進するため、**計画期間の変更は無しとする**（計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間。令和6年度から見直し作業を開始予定）。



06 | 見直しの経緯及び作業スケジュール

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国の動き	●12/21：第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定	●12/21：第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂）		●6/7「デジタル田園都市国家構想基本方針」策定	●12/23：「デジタル田園都市国家構想総合戦略」閣議決定
糸満市の動き		●3月末：「第5次総合計画」策定 「第2期総合戦略」策定	●3/25：R3推進会議（第1回）	●7/5：地方創生整備推進交付金要望調査（6月時点） ●12/21：地域再生計画提出	●1/12：総合戦略見直し庁内照会 ●1/31：R4推進会議（第1回） ●2/16：パブリックコメント ●3/27：庁議決定 ●4月：HP公表